

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2987号)

令和5年3月23日

横情審答申第2987号
令和5年3月23日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 藤原 靜雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和2年9月23日戸地振第614号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「「平成30年度戸塚区自治会町内会役員現況届」（吉田町内会、吉田元町
町内会及び矢部町内会）、「平成31（2019）年度戸塚区自治会町内会役員現
況届」（吉田町内会及び吉田元町町内会）及び「平成31（2019）年度戸塚区
自治会町内会役員現況届」（矢部町内会）」の一部開示決定に対する審査請
求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「「平成30年度戸塚区自治会町内会役員現況届」（吉田町内会、吉田元町町内会及び矢部町内会）、「平成31（2019）年度戸塚区自治会町内会役員現況届」（吉田町内会及び吉田元町町内会）及び「平成31（2019）年度戸塚区自治会町内会役員現況届」（矢部町内会）」を一部開示とした決定のうち、吉田町内会、吉田元町町内会及び矢部町内会の会長の住所を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、平成31年度の矢部町内会に係る戸塚区連会資料（お知らせ、班回覧物、ポスター等掲示物）並びに広報よこはま、県のたより及び議会だよりのお届け先の氏名を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「戸塚区吉田町内会、吉田元町町内会及び矢部町内会について、それぞれの「平成30年度戸塚区自治会町内会役員現況届」及び「平成31年度戸塚区自治会町内会役員現況届」」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和2年5月11日付で行った「「平成30年度戸塚区自治会町内会役員現況届」（吉田町内会、吉田元町町内会及び矢部町内会）、「平成31（2019）年度戸塚区自治会町内会役員現況届」（吉田町内会及び吉田元町町内会）及び「平成31（2019）年度戸塚区自治会町内会役員現況届」（矢部町内会）」（以下これらを「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）のうち、吉田町内会、吉田元町町内会及び矢部町内会（以下「吉田町内会等」という。）の会長（以下「会長」という。）の住所（以下「非開示部分1」という。）並びに平成31年度の矢部町内会に係る戸塚区連会資料（お知らせ、班回覧物、ポスター等掲示物）並びに広報よこはま、県のたより及び議会だより（以下「戸塚区連会資料等」という。）のお届け先の氏名（以下「非開示部分2」という。）を非開示にした決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書のうち、会長以外の個人の氏名及び住所並びに個人の電話番号及び個人印の印影については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12

年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。) 第7条第2項第2号に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

非開示とした部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書に該当しないため非開示とした。

非開示部分2は、戸塚区連会資料等の届け先が自治会町内会長に限られないことから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書に該当しない。

なお、非開示部分1は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第19条第1項第1号ホの規定により代表者の住所を告示していることから、条例第7条第2項第2号ただし書アに該当する情報である。本件処分に係る開示の実施の際に、審査請求人から開示すべき情報の一部を非開示としているとの指摘を受けて、非開示部分1を開示するべく本件開示請求に係る行政文書の写しを差し替えて審査請求人に交付し、及び開示資料を修正する意思決定をしたため、非開示部分1は開示している。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

本件処分は、以下のとおり、条例に定める非開示事由に該当しない情報を非開示とした違法な処分である。

- (1) 本件処分に係る開示の実施の際に本件処分は瑕疵ある行政処分であることを指摘したところ、実施機関は、本件処分の一部開示決定通知書に添付され、一体の文書である本件審査請求文書をその場で回収し、非開示とした部分の一部に修正を加えたものと差し替え、本件処分を取り消す処分もせずに廃棄した。
- (2) 吉田町内会等は、認可地縁団体(地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体をいう。以下同じ。)である。

認可地縁団体は、規約に名称、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項等が定められていなければならないこと(同条第3項)、認可した市町村長は総務省令で定めるところにより、それを告示すること(同条第10項)、何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、同項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求できる(同条第12項)ことが規定されている。

地方自治法施行規則第19条には告示項目が、第21条には認可地縁団体台帳の様式が規定されていて、戸塚区自治会町内会役員現況届の届出者の氏名及び住所は告示事項として登録されているはずである。

したがって、非開示部分1は、条例第7条第2項第2号ただし書アに該当し、非開示情報に該当しない。

- (3) 非開示部分2は、矢部町内会館に届けられる戸塚区連会資料等の宛先であるが、同人は、町内会の役員であって、上位団体である地区連合会又は社会福祉協議会の関係役員を兼務しているのではないか。

これら上位団体の役員の氏名は、地域の地区だよりなどで配られ、慣行として公にされている場合が多いから、町内会の代表者でなかったとしても、当該上位団体の役員であれば、氏名が慣行として公にされていることは多いと考えられる。

現吉田矢部地区連合会総務理事は、これに該当するのではないか。その場合、当該個人の「氏名」は、条例第7条第2項第2号ただし書アに該当し、非開示情報に該当しない。

5 審査会の判断

- (1) 戸塚区自治会町内会役員現況届等に係る事務について

自治会町内会とは、地域住民相互の親睦を図る等のために組織された、自主的・民主的な任意団体である。横浜市は、自治会町内会に対し、多くの情報を提供するとともに、地域の自主的な活動を支援するための事務を行っている。

戸塚区自治会町内会役員現況届は、横浜市が、毎年度、戸塚区内の各自治会町内会の名称、役員の任期、役職名、氏名、住所、電話番号や加入世帯数、戸塚区連会資料等の配布部数やその届け先等を確認するため、戸塚区が各自治会町内会に対し提出を依頼しているもので、その提出先は戸塚区総務部地域振興課となっている。

なお、自治会町内会の中には、地方自治法第260条の2第7項の認可地縁団体が含まれており、吉田町内会等は認可地縁団体である。

市町村長が、認可地縁団体の認可をしたときは、同条第10項及び地方自治法施行規則第19条第1項第1号ホの規定により、代表者の氏名及び住所を告示することとなっており、吉田町内会等については、戸塚区長が、横浜市報に登載して告示している。

また、地方自治法第260条の2第12項及び地方自治法施行規則第21条の規定により、何人も告示した事項に関する証明書の交付を請求できることとなっている。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、吉田町内会等に係る平成30年度及び平成31年度の戸塚区自治会町内会役員現況届である。

実施機関は、本件処分により、本件審査請求文書のうち、非開示部分1及び非開示部分2並びに会長の電話番号並びに会長以外の役員の氏名、住所及び電話番号並びに個人印の印影を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。

審査請求人は、本件審査請求において、実施機関が非開示とした情報のうち、非開示部分1及び非開示部分2（以下これらを「本件審査請求部分」という。）の開示を求めていたため、当審査会では、本件審査請求部分について判断することとする。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるとなるものを含む。）」については、開示しないことができるることを規定している。もっとも、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 非開示部分1は、個人の住所であるから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることは明らかである。

審査請求人は、吉田町内会等は認可地縁団体であり、非開示部分1は非開示情報に該当しない旨主張しているため、当審査会において、戸塚区認可地縁団体一覧を確認したところ、吉田町内会等が掲載されており、その認可年月日は、吉田町内会については平成14年8月26日、吉田元町内会については平成8年12月18日、矢部町内会については平成18年7月14日となっていた。

認可地縁団体の代表者の氏名及び住所は、地方自治法第260条の2第10項の規定等による告示や証明書の交付の対象となっていることから、非開示部分1は、

本号ただし書アに該当し、開示すべきである。

ウ 実施機関は、開示の実施の際に、非開示部分1を開示するべく本件開示請求に係る行政文書の写しを差し替えて審査請求人に交付し、及び開示資料を修正する意思決定をしたため、非開示部分1は開示していると主張するが、条例第10条第1項によれば、開示請求に係る行政文書の一部又は全部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知することとなっている。このことは、実施機関が、開示決定等（条例第11条第1項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。）を行った後に、職権で開示範囲を変更する場合においても同様であり、当該開示決定等の取消し及び再度の開示決定等を経て行うべきである。

実施機関が本件処分の取消し及び再度の開示決定等を経ずに、非開示部分1を開示するべく本件開示請求に係る行政文書の写しを差し替えて交付した部分は、開示資料を修正する意思決定がなされている事情を考慮してもなお、本件処分に基づいて開示したものとはいえないと言わざるを得ない。

エ 非開示部分2は、個人の氏名であるから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることは明らかである。

オ 審査請求人は、非開示部分2に掲げる者は、町内会の役員であって、上位団体である地区連合会又は社会福祉協議会の関係役員を兼務していると考えられ、その氏名は、地域の地区だよりなどで配られ、慣行として公にされている場合が多いから、本号ただし書アに該当し、非開示情報に該当しない等と主張しているため、当審査会において確認したが、戸塚区連会資料等の届け先に関して、審査請求人が主張するような慣行の存在は認められず、戸塚区連会資料等の届け先を公にすることを求める法令等の定めもない。

よって、非開示部分2は、本号本文前段に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求部分を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定のうち、非開示部分1を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、非開示部分2を非開示とした決定は妥当である。

(第三部会)

委員 藤原靜雄、委員 金井惠里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 2 年 9 月 23 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写し並びに陳述記録を受理
令 和 2 年 9 月 28 日	・審査請求人から意見書を受理
令 和 2 年 10 月 12 日	・実施機関から反論書の写し及び陳述記録（追加）を受理
令 和 2 年 10 月 15 日 (第262回第三部会)	・諮問の報告
令 和 2 年 10 月 26 日 (第342回第一部会)	
令 和 2 年 10 月 28 日 (第386回第二部会)	
令 和 3 年 3 月 23 日	・審査請求人から意見書（追加）を受理
令 和 4 年 11 月 17 日 (第287回第三部会)	・審議
令 和 4 年 12 月 15 日 (第288回第三部会)	・審議
令 和 5 年 1 月 19 日 (第289回第三部会)	・審議
令 和 5 年 2 月 16 日 (第290回第三部会)	・審議